

## 役員報酬規程

- 第1条 この規程は、学校法人東洋学園の理事及び監事（以下役員という）の報酬その他の事項について定める。
- 第2条 常勤役員とは理事のうち、法人において勤務することが常態である者のことを言い、非常勤役員とはその他役員の者のことをいう。
- 第3条 役員の報酬は、月額報酬の他、役員賞与及び役員退職慰労金とで構成する。
- 2 月額報酬は、常勤、非常勤の役員とも役員報酬とし、他の給与は原則として支給しない。但し、教職員兼務役員については、教職員分の給与と併せて支給する。また非常勤役員にかかる報酬は、別途「非常勤役員・非常勤評議員報酬規程」により定める。
- 3 支給する報酬から源泉徴収税、住民税、社会保険料及び本人から申し出のあった積立金等を控除する。
- 4 交通機関を利用して通勤する者には、運賃の実費を支給する。（状況に応じ定期券代、回数券代、或いは現金）
- 第4条 役員の月額報酬は別表の範囲内とし、理事会において決定する。
- 第5条 役員賞与は、学校法人の収支状況によって月額報酬の3か月を限度として支給する
- 第6条 退職慰労金については、別途定める役員退職慰労規程による。
- 第7条 役員の出張手当は、別表に定める学校法人東洋学園旅費規程による
- 第8条 計算期間の途中で新たに役員を就任した場合、又は退任、解任等の場合の当該計算期間の月額報酬は1か月分を支給する。
- 第9条 この規程に定めのない事項で特に必要が生じた時は、その都度理事会に於いて審議の上決定する。

### （附則）

- 1 この規程の改廃は理事会の決議により行う。
- 2 この規程は平成11年10月1日より実施する。
- 3 この規程は令和2年4月1日より改正実施する。
- 4 この規程は令和4年4月1日より改正実施する。